

## 臨時休業にともなう学校給食費の取扱いについて

学校給食センターより、学校給食費の取扱いについて、以下の連絡がありましたので、お知らせいたします。

4月分の給食費は徴収しません。

また、2～9年生につきましては、3月の返金分を5月分の給食費に充当させていただきます。従って5月分の給食費は、4,100円から返金額を差し引いた金額の徴収となります。

なお、令和2年3月時点で就学援助を受給していた方については、徴収する金額が異なる場合があります。